

証券コード 1757
(発送日) 2023年6月7日
(電子提供措置開始日) 2023年6月5日

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町三丁目4番地2
中小企業ホールディングス株式会社
代表取締役社長 岡 本 武 之

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://chusho-hd.co.jp>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「会社情報」「第59回定時株主総会招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/1757/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト】（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

（上記のウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「中小企業ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「1757」を入力・検索し、「基本情報」縦覧書類/P R情報を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月23日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月26日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
KANDA SQUARE 3階 「SQUARE ROOM」
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

3. 目的事項
報告事項 1. 第59期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第59期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 補欠監査役3名選任の件
第3号議案 定款一部変更の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
(3)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載いたします。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第12条の規定に基づ

き、次に掲げる事項を除いております。

**【連結計算書類】**

- ・連結貸借対照表
- ・連結損益計算書
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

**【個別計算書類】**

- ・個別貸借対照表
- ・個別損益計算書
- ・個別株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

**【監査報告】**

- ・連結計算書類に係る会計監査報告
- ・計算書類に係る会計監査報告

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役（監査等委員会、監査委員会）が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス変異株による感染再拡大の影響が懸念されておりますが、感染対策を徹底したうえでの行動緩和が進む等、社会経済活動正常化の動きも見られました。

しかしながら、一方でロシア・ウクライナ情勢の長期化をはじめとし原材料・エネルギー価格高騰に加え、為替の著しい変動等、景気の先行きは非常に不安定・不透明な状況となりました。

建設業界におきましては、低金利融資の継続や住宅取得に係る税制優遇策等により、申請住宅戸数は持ち家については減少しているものの、戸建て分譲と貸家は増加傾向にあります。公共投資は堅調に推移いたしました。民間設備投資に力強さが戻らず、建設資材の価格高騰が深刻になる中、建設技術者・労働力不足の問題も継続しており、引き続き厳しい状況となりました。

このような状況の中、当連結会計年度の当社グループの売上高は4,300,103千円と前連結会計年度と比べ1,451,313千円の増加(50.9%増)、営業利益は296,252千円と前連結会計年度と比べ670,397千円の利益の増加、経常利益は313,699千円と前連結会計年度と比べ1,156,013千円の利益の増加、親会社株主に帰属する当期純利益は299,358千円と前連結会計年度と比べ1,214,336千円の利益の増加となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

なお、報告セグメントのひとつであった広告事業はメディアレップ業務を取りやめたことにより、当社グループは広告事業より撤退いたしました。また、不動産事業については重要性が低下しているため、その他の事業に集約しております。

#### I 建設事業

当セグメントにおきましては、売上高は4,228,461千円となり、前連結会計年度と比較して1,482,929千円の増加(54.0%増)、セグメント利益(営業利益)は679,750千円となり、前連結会計年度と比較して656,106千円の利益の増加となりました。

当該業績に至った主な要因は、前連結会計年度より継続して、需要が旺盛な大規模修繕工事を中心に受注及び工事売上高が順調に推移したことによるものであります。

#### II オートモビル関連事業

当セグメントにおきましては、売上高は45,531千円となり、前連結会計年度と比較して23,369千円の減少(33.9%減)、セグメント損失(営業損失)は38,598千円となり、前連結会計年度と比較して26,201千円の損失の増加となりました。

ました。

当該業績に至った主な要因は、新型コロナウイルスの流行により国内の既存の車両におけるエンジンオイルの使用量が大幅に低下し、国内の売上高が大幅に減少した影響が依然残っていること、限られた予算内で広告宣伝活動を行ったものの、広告効果によるブランドイメージ及び商品認知の向上が図れず、売上の増加を達成できなかったことによるものであります。

### III コスメ衛生関連事業

当セグメントにおきましては、売上高は26,109千円となり、前連結会計年度と比較して7,419千円の減少（22.1%減）、セグメント損失（営業損失）は15,303千円となり、前連結会計年度と比較して3,574千円の損失の減少となりました。

当該業績に至った主な要因は、新型コロナウイルスの感染再拡大の懸念はあるものの、社会経済活動正常化の動きが進み、主力商品の需要が低下したことによります。限られた予算内で広告宣伝活動を行い商品認知の向上に努めましたが、売上の増加を達成できませんでした。

### IV その他の事業

その他の事業には、当連結会計年度においての投資事業と、報告セグメントに含まれない事業を含んでおります。当セグメントにおきましては、売上はありませんでした。セグメント損失（営業損失）は13,288千円となり、前連結会計年度と比較して13,286千円の損失の増加となりました。

当該業績に至った主な要因は、新規事業のための子会社設立（株式会社から猫バンク）、事業開始に向けた費用を計上したことによるものであります。

・事業別売上高

| 事業区分        | 第 58 期<br>(2022年3月期) |       | 第 59 期<br>(2023年3月期)<br>(当連結会計年度) |       | 前連結会計年度比増減 |       |
|-------------|----------------------|-------|-----------------------------------|-------|------------|-------|
|             | 金 額                  | 構 成 比 | 金 額                               | 構 成 比 | 金 額        | 増 減 率 |
| 建 設 事 業     | 2,745百万円             | 96.4% | 4,228百万円                          | 98.3% | 1,482百万円   | 54.0% |
| オートモービル関連事業 | 68                   | 2.4   | 45                                | 1.1   | △23        | △33.9 |
| コスメ衛生関連事業   | 33                   | 1.2   | 26                                | 0.6   | △7         | △22.1 |
| そ の 他       | 0                    | 0.0   | -                                 | -     | -          | -     |
| 合 計         | 2,848                | 100.0 | 4,300                             | 100.0 | 1,451      | 50.9  |

② 設備投資の状況

重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

④ 重要な組織再編等の状況

当連結会計年度における株式会社サニーダの全株式売却により、同社を連結の範囲から除外しております。

建設事業セグメントでは前連結会計年度まで、リフォーム・メンテナンス工事、給排水管設備工事、建設工事の3つの区分で表記しておりましたが、株式会社サニーダを連結の範囲から除外したこと及び、建設工事以外の区分の量的重要性が低下しているため、区分表記を廃止いたしました。

不動産事業のセグメントは不動産事業の実績に乏しく、重要性が低下しているため、当連結会計年度より不動産事業セグメントを廃止しております。

前連結会計年度において、巧栄ビルド株式会社（2022年1月20日付クレストスタイル株式会社から社名変更）で行ってございましたメディアレップ業務を取りやめました。これにより当社は広告事業より撤退いたしました。

## (2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                                 | 第 56 期<br>(2020年3月期) | 第 57 期<br>(2021年3月期) | 第 58 期<br>(2022年3月期) | 第 59 期<br>(2023年3月期)<br>(当連結会計年度) |
|-----------------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                                          | 2,270                | 1,329                | 2,848                | 4,300                             |
| 経常利益又は経常<br>損 失 ( △ ) (百万円)                         | △394                 | △1,111               | △842                 | 313                               |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益又は<br>親会社株主に帰<br>属する当期純損失<br>(△) | △455                 | △1,307               | △914                 | 299                               |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (円)                      | △3.11                | △5.78                | △3.64                | 1.16                              |
| 総 資 産(百万円)                                          | 2,546                | 1,476                | 1,773                | 1,500                             |
| 純 資 産(百万円)                                          | 906                  | 1,262                | 792                  | 1,075                             |
| 1株当たり純資産額 (円)                                       | 5.22                 | 5.06                 | 2.97                 | 4.12                              |

(注) ・ 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                     | 資本金又は出資金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                                     |
|---------------------------|----------|----------|---------------------------------------------|
| クレアホーム株式会社                | 10百万円    | 100.0%   | 注文住宅の受注・監理・施工及びリフォーム工事<br>不動産の売買、あつ旋、仲介及び管理 |
| 巧栄ビルド株式会社                 | 90       | 100.0    | 住宅のリフォーム・メンテナンス工事                           |
| MILLENNIUM INVESTMENT株式会社 | 10       | 100.0    | 投資及びコンサルティング                                |
| 株式会社 J P マテリアル            | 10       | 100.0    | オートモビル関連商品の開発・製造・販売                         |
| クレア建設株式会社                 | 40       | 100.0    | 建設、土木、内外装工事                                 |
| V BLOCK販売株式会社             | 9        | 100.0    | 除菌・抗菌関連商品の仕入及び販売                            |
| 株式会社のら猫バンク                | 9        | 100.0    | 猫に関連する会員制サービスの提供                            |

- (注) ・当社は、2022年4月27日に株式会社のら猫バンクを設立し、同社を連結子会社といたしました。
- ・当連結会計年度において株式会社サニーダの全株式売却により、同社を連結の範囲から除外しております。
- ・当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は次のとおりであります。

|                                |                  |
|--------------------------------|------------------|
| 特定完全子会社の名称                     | 巧栄ビルド株式会社        |
| 特定完全子会社の住所                     | 東京都千代田区神田錦町3-4-2 |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社株式の帳簿価額 | 299百万円           |
| 当社の総資産額                        | 795百万円           |



#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、前連結会計年度まで継続的に当期純損失を計上しておりましたが、当連結会計年度におきましては299,358千円の当期純利益を計上いたしました。当該業績に至った主な要因は、建設事業の成長によるものです。当社グループは、今後におきましても継続して営業黒字を計上するため、祖業である建設事業に注力し、当社グループの土台を固めるとともに、建設事業以外の事業についても積極的に取り組んでまいります。

しかしながらこれらの事業を推進していくうえで重要となる人員やインフラ設備等の費用の増加や、激変する業界の動向等によって各事業の悪化が懸念されることから、黒字化した収益状況を今後も継続できるかについて、確信できるまでには至っておりません。そのため、当社グループが事業活動を継続するために必要な資金の調達が困難となり、債務超過に陥る可能性が潜在しているため、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

四半期連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、引き続き収益体質及び営業キャッシュ・フローの改善をするための対応策を講じてまいります。

現在の当社グループは、足元の業績回復策と持続性のある企業価値向上策の二つが必要不可欠であると判断しており、社会的な課題と結び付いた取り組みを行うことで、社会貢献を実現しつつ、当社グループ全体の事業成長と財務体質の改善を実現していくことを目指しております。そのため、当連結会計年度の決算処理作業に合わせて、当社グループの既存子会社の存否を含めた検討を今連結会計年度中に実施し、より収益力のあるグループを目指します。

既存子会社の連結除外等の取り組みに対し、当社グループの持続性のある企業価値向上策とし、後継者問題や新型コロナウイルスの影響等でポテンシャルや意欲がありながら苦しんでいる中小企業を当社グループの一員として迎え入れ、グループ全体での協体制度を構築することで、強い中小企業に変え、当社グループにとっても持続性のある企業価値向上となることを目指すとともに社会貢献に取り組む「中小企業ホールディングス プロジェクト」を引き続き当社グループの成長の主軸として取り組んでまいります。

しかしながら、全ての計画が必ずしも実現するとは限らないことにより、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

#### (5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

| 事業区分        | 事業内容                    |
|-------------|-------------------------|
| 建設事業        | 建設工事業、住宅のリフォーム・メンテナンス工事 |
| オートモービル関連事業 | オートモービル関連商品の開発、製造、販売    |
| コスメ衛生関連事業   | コスメティック・衛生関連商品の卸販売、小売販売 |

(6) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 当 社               | 本社：東京都千代田区 |
| クレアホーム株式会社        | 本社：東京都千代田区 |
| 巧栄ビルド株式会社         | 本社：東京都千代田区 |
| 株式会社JPマテリアル       | 本社：東京都千代田区 |
| クレア建設株式会社         | 本社：東京都千代田区 |
| V B L O C K販売株式会社 | 本社：東京都千代田区 |
| 株式会社のら猫バンク        | 本社：東京都千代田区 |

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分        | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|------|-------------|
| 建設事業        | 8名   | 2名減         |
| オートモービル関連事業 | 0    | 2名減         |
| コスメ衛生関連事業   | -    | -           |
| その他         | 2    | 2名増         |
| 全社（共通）      | 9    | 2名増         |
| 合計          | 19名  | 増減無し        |

- (注) ・「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「不動産事業」、「投資事業」を含んでいます。
- ・全社（共通）に記載された人数は、特定の事業部門に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 9名   | 2名増       | 52.0歳 | 4.9年   |

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- ② 発行済株式の総数 258,251,756株
- ③ 株主数 18,595名
- ④ 大株主

| 株 主 名                                                                             | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----------|---------|
| 松 林 克 美                                                                           | 22,142千株 | 8.57%   |
| 野 村 證 券 株 式 会 社                                                                   | 20,348   | 7.87    |
| ス ペ ー ス 投 資 事 業 組 合                                                               | 9,926    | 3.84    |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE<br>/JASDEC/UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED | 8,281    | 3.20    |
| 五 十 畑 輝 夫                                                                         | 8,023    | 3.10    |
| 上 嶋 稔                                                                             | 5,000    | 1.93    |
| 株 式 会 社 ス タ ー                                                                     | 4,590    | 1.77    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                                                                   | 3,766    | 1.45    |
| 田 谷 廣 明                                                                           | 2,799    | 1.08    |
| 谷 口 健 次                                                                           | 2,602    | 1.00    |

- (注) ・持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
・持株比率は、自己株式(14,989株)を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等の状況

### 第26回新株予約権（第2回有償ストックオプション）

|                                        |                               |
|----------------------------------------|-------------------------------|
| 決議年月日                                  | 2021年12月14日                   |
| 新株予約権の数(個)                             | 198,500                       |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)                   | -                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)              | 普通株式19,850,000（注1）            |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                      | 52.8（注2）                      |
| 新株予約権の行使期間                             | 2022年1月14日～2032年1月9日          |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価額52.8（注2）<br>資本組入額26.4（注3） |
| 新株予約権の行使の条件                            | （注4）                          |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 当社取締役会の承認を要するものとします。          |
| 割当先                                    | 当社及び当社100%子会社の役員及び使用人         |

(注1) ・新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式（完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。）100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率  
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(注2) ・新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、取締役会決議日の前日取引日の終値に対し110%を乗じた金52.8円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額×

$\frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、又、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注3) ・新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価額のうち資本組入額

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注4) ・新株予約権の行使条件について

①本新株予約権の割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引における当社普通株式の普通取引終値の当日を含む20取引日の平均値が一度でも行使価額（但し、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う等の調整が行われた場合、その行使価額とする。）に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならぬものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合。

②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑤上記条件の他、本新株予約権の発行要項以外に割当先との間で締結する新株予約権割当契約において、行使に関する条件として、以下のものが定められている。

(a) 行使期間における行使開始日（2022年1月14日）から1年間あたり（以下、2年目以降同様。）新株予約権の割当数量の行使できる最大数を当初の割当

- 数量の30%（行使残数がそれ以下の場合、その数量とする。）までとする。
- (b) 権利喪失事由として、禁固以上の刑に処せられた場合及び就業規則その他の社内規則等に違反並びに背信行為等により懲戒解雇又は辞職・辞任した場合、当社又は当社の関係会社に対して損害又はそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合。

## 第27回新株予約権

|                                        |                                                                                                                                       |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決議年月日                                  | 2023年3月31日                                                                                                                            |
| 新株予約権の数(個)                             | 380,000                                                                                                                               |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)                   | -                                                                                                                                     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)              | 普通株式38,000,000（注1）                                                                                                                    |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                      | 35.0（注2）                                                                                                                              |
| 新株予約権の行使期間                             | 2023年4月18日～2024年4月17日                                                                                                                 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価額35.0（注2）<br>資本組入額17.5（注3）                                                                                                         |
| 新株予約権の行使の条件                            | （注4）                                                                                                                                  |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 当社取締役会の承認を要するものとします。                                                                                                                  |
| 割当先（割当個数）                              | 第三者割当ての方法により、割当てられた以下5名<br>田中 勇樹（100,000個）<br>FIRST LINK INC LIMITED（100,000個）<br>山城 延子（125,000個）<br>玉岡 益健（40,000個）<br>堀田 慎一（15,000個） |

（注1） ・ 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は38,000,000株とします（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」といいます。）は100株とします。）。ただし、本欄第2項及び第3項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとします。
2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとします。ただし、当該調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とします。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とします。
4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権にかかる新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知します。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行うものとします

(注2) ・新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とします。
2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」といいます。）場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」といいます。）は、金35円とします。
3. 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」といいます。）をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによります。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含みます。）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社及び当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役、執行役員、使用人、及び従業員を対象とする株式報酬制度に基づき交付する場合、並びに会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除きます。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とします。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

②当社普通株式について株式の分割をする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用します。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付



する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）を発行又は付与する場合（ただし、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降、又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用します。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用します。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用します。

⑤本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用します。  
この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとします。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

この場合に1株未満の端数が生じるときは、これを切捨て、現金による調整は行いません。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行いません。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用します。

(4)その他

①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとします。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所スタンダード市場（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とします。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとします。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、又かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した

数とします。

(5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行います。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知します。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行います

(注3) ・新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、(注1)「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とします。

2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします

(注4) ・新株予約権の行使の条件

1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式数が当該時点における授權株式数を超過することとなったときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                |
|----------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 岡本 武之 | セノーテキャピタル㈱ 代表取締役<br>クレアホーム㈱ 代表取締役<br>巧栄ビルド㈱ 代表取締役<br>MILLENNIUM INVESTMENT㈱ 代表取締役<br>クレア建設㈱ 代表取締役<br>V BLOCK販売㈱ 代表取締役<br>㈱のら猫バンク 代表取締役                      |
| 取締役      | 前田 修  | ㈱ジールコスメティックス 代表取締役<br>㈱インテグレイト 取締役<br>アポプラスヘルスケア㈱ 代表取締役<br>㈱Z E A L H O L D I N G S 代表取締役<br>㈱ジールビューティラボ 代表取締役<br>㈱Beauty Plus 81 代表取締役<br>㈱ジールバイオテック 代表取締役 |
| 取締役      | 齋藤 雅彦 | 福島明星㈱ 代表取締役                                                                                                                                                 |
| 取締役      | 星野 和也 | セブンスター貿易㈱ 代表取締役<br>eight loop㈱ 取締役<br>アサヒ衛陶㈱ 代表取締役                                                                                                          |
| 取締役      | 佐伯 英隆 | ㈱イリス経済研究所 代表取締役<br>京都大学公共政策大学院 名誉フェロー 兼 非常勤講師<br>Abalance㈱ 社外取締役 兼 監査等委員会議長                                                                                 |
| 常勤監査役    | 杉浦 亮次 | 杉浦亮次税理士事務所 所長<br>㈱医療福祉経営研究所 代表取締役<br>AIRINTER㈱ 代表取締役                                                                                                        |
| 監査役      | 笹本 秀文 | (有)笹本税務会社 代表社員                                                                                                                                              |
| 監査役      | 花房 裕志 | (株)レクシード 代表社員弁護士<br>京都大学大学院法学研究科 非常勤講師<br>兵庫県弁護士会紛争解決センターあっせん委員<br>㈱白バラドライ 社外監査役<br>(一)予防法務研究会 代表理事                                                         |

- (注) ・取締役佐伯英隆氏は、社外取締役であります。
- ・取締役佐伯英隆氏は、通商産業政策に関する専門的な知識を有しており、経営の監視を遂行するには適任であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- ・監査役笹本秀文氏、花房裕志氏は、社外監査役であります。
- ・監査役杉浦亮次氏は、税理士の資格を有し、杉浦亮次税理士事務所の所長を現任しており、財務及び会計に関する専門的な知識を有しております。
- ・監査役笹本秀文氏は、税理士の資格を有し、税理士法人笹本税務会計社の代表社員を現任しており、財務及び会計に関する専門的な知識を有しております。
- ・監査役花房裕志氏は、弁護士の資格を有し、弁護士法人レクシードの代表社員を現任しており、法律に関する専門的な知識を有しております。
- ・取締役前田修氏は2023年4月28日付けで取締役を辞任しております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年6月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を实践する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で決議された報酬の限度額内で、各職責、当社業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定金銭報酬としての基本報酬のみにより構成し、監督機能を担う社外取締役についても、その職務に鑑み、同様とする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。なお、インセンティブとしての業績に連動した賞与等の報酬は定めず、翌年の基本報酬に反映させることとする。

3. 報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

上記のとおり、当社の取締役の報酬は、固定金銭報酬としての基本報酬のみにより構成し、インセンティブとしての業績に連動した賞与等の報酬や、非金銭報酬等については定めないことから、取締役に対しては、その報酬全額を基本報酬（金銭報酬）として支払う。

#### 4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 報酬等の<br>総 額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円)  |             |            | 対象とな<br>る役員<br>の員数(名) |
|--------------------|----------------------|------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                    |                      | 基本報酬             | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 55百万円<br>(3百万円)      | 55百万円<br>(3百万円)  | —<br>( — )  | —<br>( — ) | 5 名<br>(1 名)          |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 12百万円<br>(7百万円)      | 12百万円<br>(7百万円)  | —<br>( — )  | —<br>( — ) | 3 名<br>(2 名)          |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 67百万円<br>(11百万円)     | 67百万円<br>(11百万円) | —<br>( — )  | —<br>( — ) | 8 名<br>(3 名)          |

- (注) ・取締役の報酬限度額は、1998年6月26日第34回定時株主総会において月額12百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）です。
- ・監査役の報酬限度額は、1992年6月29日第28回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
- ・取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長 岡本武之がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額です。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・佐伯英隆氏は、(株)イリス経済研究所の代表取締役であり、京都大学公共政策大学院の名誉フェロー兼非常勤講師、かつAbalance(株)の社外取締役兼監査等委員会議長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・笹本秀文氏は、税理士法人笹本税務会計社の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・花房裕志氏は、(弁)レクシードの代表社員弁護士であり、京都大学大学院法学研究科の非常勤講師、兵庫県弁護士会紛争解決センターのあっせん委員、(株)白バラドライの社外監査役、(一社)予防法務研究会の代表理事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|          | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                                                  |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 佐伯英隆 | 取締役佐伯英隆氏は、当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回に出席し、主に通商産業政策の専門家としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業コンプライアンスの面について、当社の健全なる経営と成長のために独立性を踏まえた中立な立場から適切な意見表明を行い、当社の経営に重要な役割を果たしております。                     |
| 監査役 笹本秀文 | 監査役笹本秀文氏は、当事業年度に開催された取締役会25回のうち23回に出席、監査役会12回の全てに出席しております。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理、財務体制並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っており、当社の経営に重要な役割を果たしております。 |
| 監査役 花房裕志 | 監査役花房裕志氏は、当事業年度に開催された取締役会25回のうち22回に出席、監査役会12回の全てに出席しております。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について、積極的に質問・意見表明を行っており、当社の経営に重要な役割を果たしております。         |

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 公認会計士 柴田 洋・公認会計士 大瀧 秀樹

② 報酬等の額

|                                         | 公認会計士<br>柴田 洋・大瀧秀樹 |
|-----------------------------------------|--------------------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                     | 25百万円              |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき<br>金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25百万円              |

- (注) ・当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- ・監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と監査人、公認会計士柴田洋・公認会計士大瀧秀樹は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを経営の基本方針としており、企業行動の適正化を維持促進させるために「コンプライアンス規定」を制定し、下記のコンプライアンス体制を整備しています。

- ・社会から信頼される企業、よき企業市民を目指し全役員及び使用人が「コンプライアンス規定」に定める社会行動基準に則った行動と透明性のある内部通報体制を創設し、その浸透を行っています。
- ・必要に応じて役員及び使用人に対して研修会を実施し、企業倫理の意識を高めています。
- ・定期的な内部監査により法令及び定款への適合性を確認しています。
- ・「取締役会規定」等、各会議体の規定・規則に従い職務執行に関する適正な意思決定を確保しています。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文章、その他貴重な情報について法令及び社内規程に基づき適正な保管及び管理を行っております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理体制の整備を進め、当社を取り巻くリスクを特定したうえで適切なリスク対応を行っています。また、リスク情報を集約し、職務執行への活用を行っており、緊急事態が生じた場合の危機管理対応を整備しています。また社内的には、監査役監査・内部監査を通じて客観的視点を踏まえた分析・指摘を受けられる体制を常に整えるとともに、それを取締役会や経営委員会に諮ることで迅速に対応できるよう努めております。なお、不測の事態に際しては代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」を速やかに立ち上げ、企業全体として適切な対応と早期解決が図れるよう心がけております。

#### ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規定」に基づき、取締役の職務執行権限、会議体の開催や付議基準を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を整備しています。取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項については審議、議決及び取締役の職務執行状況の監査等を行っています。また、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能強化を高めるために、経営会議を原則週1回開催し、経営機能の効率化を行っています。



⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「子会社管理規定」に基づき、子会社が行う重要な事項又は必要と思われる場合については、当社の取締役会の承認を得る体制を運用しております。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、子会社の損失の危険に関する規定を設けておりませんが、当社と本社を同一とする子会社については当社取締役会による危機管理が行われ、当社と本社を同一としない子会社については内部統制担当者による普段の管理による当社取締役会への報告体制を運用しております。

ハ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「子会社管理規定」に基づき、子会社が行う経営に関しては、原則として当該子会社の自主性を尊重するよう定めております。

ニ. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、当社の定めるコンプライアンスを経営の基本方針を遵守するよう努めております。

- ・社会から信頼される企業、よき企業市民を目指し子会社の全役員及び使用人が「コンプライアンス規定」に定める社会行動基準に則った行動と透明性のある内部通報体制を創設し、その浸透を行っています。
- ・必要に応じて子会社の役員及び使用人に対して研修会を実施し、企業倫理の意識を高めています。
- ・定期的な子会社の内部監査により法令及び定款への適合性を確認しています。
- ・「取締役会規定」等、各会議体の規定・規則に従い職務執行に関する適正な意思決定を確保しています。

ホ. その他の当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社を含めたコンプライアンス体制とリスク管理体制を整備し、内部通報体制を設置し、その浸透を行っています。また、当社の内部監査と同等の業務監査を子会社にも実施しています。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助する使用人はいませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配備を行います。また、当該使用人の任務・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保します。当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項につきましては、監査役の職務を補助する使用人を採用するに当たり、監査役と協議のうえ、監査役の指示の実効性の確保を行います。

⑦ 当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

当社は、監査役が定期的に取り締役又は使用人から職務執行について報告を受けることができる体制を整備し、監査が実効的に行われることを確保するために内部監査室、経営本部、管理本部（財務部、管理部）等の関連部署が監査役の職務を補助しています。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に直接報告ができる体制を運用しております。当社は、監査役がこれらの報告に適宜対応できるように、当社の内部監査室、経営本部、管理本部（財務部、管理部）等の関連部署が監査役の職務を補助しています。

⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「内部通報者保護規定」を制定し、報告者に対して、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならないと定め、これを運用しております。

⑨ 当社の監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理につきましては、適正額（実額）をもって対応することとしております。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等の適合性を確保しています。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社グループは、「企業行動指針」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で臨むことを定め、不当要求に対しては、警察等の外部機関との連携を図り、組織的な対応を行う体制となっています。

(2) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

当社は、企業行動の適正化を維持促進させるために「コンプライアンス規定」を制定し、運用しております。また、定期的な内部監査により法令及び定款への適合性を確認しています。さらに「取締役会規定」等、各会議体の規定・規則に従い職務執行に関する適正な意思決定を運用しています。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況  
当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文章、その他貴重な情報について法令及び社内規程に基づき適正な保管及び管理を行っています。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況  
当社は、当社を取り巻くリスクを特定したうえで適切なリスク対応を行っています。また、リスク情報を集約し、職務執行への活用を行っています。また社内的には、監査役監査・内部監査を通じて客観的視点を踏まえた分析・指摘を受けられる体制を常に運用し、それを取締役会や経営委員会に諮ることで迅速に対応できるよう行っています。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況  
当社は、「取締役会規定」に基づき、取締役の職務執行権限、会議体の開催や付議基準を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を運用しています。取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項については審議、議決及び取締役の職務執行状況の監査等を行っています。また、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能強化を高めるために、経営会議を原則週1回開催し、経営機能の効率化を行っています。
- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況
- イ. 子会社の取締役等の執行に係る事項の当社への報告に関する事項の運用状況  
当社は、「子会社管理規定」に基づき、子会社が行う重要な事項又は必要と思われる場合については、当社の取締役会の承認を得る体制を運用しています。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制の運用状況  
当社は、子会社の損失の危険に関する規定を設けておりませんが、当社と本社を同一とする子会社については当社取締役会による危機管理が行われ、当社と本社を同一としない子会社については内部統制担当者による普段の管理による当社取締役会への報告体制を運用しています。
- ハ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況  
当社は、「子会社管理規定」に基づき、子会社が行う経営に関しては、原則として当該子会社の自主性を尊重するよう行っています。
- ニ. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況  
子当社は、当社の定めるコンプライアンスを経営の基本方針を遵守するよう行っています。また、定期的な子会社の内部監査により法令及び定款への適合性を確認しています。

- ホ. その他の当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、子会社を含めたコンプライアンス体制とリスク管理体制を運用し、内部通報体制を設置し、その浸透を行っています。また、当社の内部監査と同等の業務監査を子会社にも実施しています。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くこと求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項の運用状況

当社は、現在監査役の職務を補助する使用人はいません。

- ⑦ 当社の監査役への報告に関する体制

- イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制の運用状況

当社は、監査役が定期的に取り締役または使用人から職務執行について報告を受けることができる体制を運用し、監査が実効的に行われることを確保するために内部監査室、経営本部、管理本部（財務部、管理部）等の関連部署が監査役の職務を補助しています。

- ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制の運用状況

当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に直接報告ができる体制を運用しております。当社は、監査役がこれらの報告に適宜対応できるよう、当社の内部監査室、経営本部、管理本部（財務部、管理部）等の関連部署が監査役の職務を補助しています。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況

当社は、「内部通報者保護規定」を制定し、報告者に対して、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならないと定め、これを運用しております。

- ⑨ 当社の監査役職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項の運用状況

当社は、当社の監査役職務執行について生ずる費用又は債務の処理につきましては、適正額（実額）をもって対応しています。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等の適合性の確保を行っています。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制の運用状況

当社及び当社グループは、「企業行動指針」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で臨むことを定め、不当要求に対しては、警察等の外部機関との連携を図り、組織的な対応を行う体制を運用しています。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要政策のひとつと考えており、業績に応じた適正な成果の配分を行うことを基本としております。この方針のもと、配当につきましては安定配当を基本とし、期毎の収益状況、配当性向等を勘案して、利益処分を実施していきたいと考えております。

しかしながら、利益剰余金がマイナスとなっていることから、誠に遺憾ではありますが、無配とさせていただきます。

抜本的な構造改革により、適正規模のもとで安定的な収益を見込める事業構造、経営体制を確立することで、早期の復配を目指す所存であります。

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人柴田洋公認会計士、大瀧秀樹公認会計士の監査方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結決算の監査結果

会計監査人柴田洋公認会計士、大瀧秀樹公認会計士の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月31日

中小企業ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 杉 浦 亮 次 ㊟

社外監査役 笹 本 秀 文 ㊟

社外監査役 花 房 裕 志 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 1. 各議案の付議理由

当社の現在の取締役である岡本武之、齋藤雅彦及び星野和也は、2021年4月21日開催の当社臨時株主総会において選任され、その後、同年6月の当社定時株主総会において、社外取締役として佐伯英隆を加え、前経営陣の負の遺産の整理を進めながら、祖業である建設事業の立て直しに取り組みました。その結果、2022年3月期連結決算にて通期黒字化についての見通しを立て、2023年3月期は、10期ぶりに連結通期黒字化を達成することができました。

他方で、グループ事業再建のための資金調達に苦戦し、事業資金の確保が計画通りに進まなかったことにより、限られた資金を建設事業に集中投下した結果、社名の由来でもある『中小企業ホールディングス プロジェクト』について十分な周知活動を行うことができず度々延期となり、未だに第1回の実施ができていない状況です。当社子会社であるV BLOCK販売株式会社においても積極的な広告宣伝による販売拡大を目指しておりましたが、予定していた資金が確保できなかったことにより、新型コロナウイルス感染症の感染状況や衛生用品の需要等が刻々と変化する中で販売の好機を捉えることができず、販売計画が大幅に未達となりました。株式会社JPマテリアルの主力商品であるエンジンオイルのブランディングについても同様に予定していた資金が確保できず計画通りに進めることができませんでした。また、株式会社のら猫バンクにおいてはサービス開始直後に多くのご批判をいただきサービスを停止することとなりました。

このように、現経営陣の下で当社経営の再建についての目途は立てることができたものの、総じて建設事業以外のセグメントにおいては株主様の期待に応える結果を出すことができませんでした。

そうした中、この度、当社大株主である西山由之氏より今後の当社の経営についてバトンを引き継ぐことのご意向を賜りました。西山氏は、東証プライム市場に株式を上場している株式会社ナックを創業したことを始め、様々な事業において多大な実績を有するほか、経団連常任幹事を務められ財界の人脈も豊富であり、現経営陣が最も苦戦した事業資金の確保についても、西山氏の実績や資金力に大きな期待ができること等、経営手腕、人脈、資金力いずれをとっても、当社グループの更なる企業価値向上のために必要な資質を兼ね備えており、当社の未来を託すべきと考えました。

このため、現経営陣としては、西山氏に当社の経営のバトンを引き継ぐべきと考え、2023年3月期に関する定時株主総会の終結時をもって現在の取締役は全員退任し、西山氏を中心とした新任取締役候補者及び新任補欠監査役候補者とすることを株主の皆様にご提案させていただきます。なお、西山氏の意向で第3号議案の定款の一部変更も付議させていただきました。



## 2. 付議案

### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）本総会終結の時をもって任期満了となります。それに伴い新たに取締役候補者6名を選任するものです。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当<br>社の株式数                  |
|-----------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| ①         | にしやま よしゆき<br>西山 由之<br>(1942年1月1日生)   | <p>&lt;略歴&gt;</p> <p>1971年5月 株式会社ナック設立 代表取締役</p> <p>2011年6月 株式会社ナック 名誉会長（現任）</p> <p>2011年6月 一般社団法人西山美術館設立 代表<br/>理事・館長（現任）</p> <p>2019年3月 株式会社センカク 代表取締役会長<br/>（現任）</p> <p>2022年12月 株式会社絆ジャパン 代表取締役<br/>（現任）</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;</p> <p>株式会社ナック 名誉会長</p> <p>株式会社センカク 代表取締役会長</p> <p>株式会社絆ジャパン 代表取締役会長</p> <p>ショッピングピエロ株式会社 代表取締役会長</p> <p>一般社団法人西山美術館 代表理事・館長</p> <p>一般社団法人日本経済団体連合会 常任幹事</p> <p>一般社団法人国家戦略研究会 理事長</p> | 2,148,000株<br>(20,798,500<br>株) |
| ②         | すずき かずよし<br>鈴木 一好<br>(1966年2月17日生)   | <p>&lt;略歴&gt;</p> <p>1993年10月 株式会社ナック 入社</p> <p>2021年4月 株式会社絆ジャパン 常務取締役<br/>（現任）</p> <p>2022年11月 NPO法人絆総合研究所 理事<br/>（現任）</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;</p> <p>株式会社絆ジャパン 常務取締役</p> <p>NPO法人絆総合研究所 理事</p>                                                                                                                                                                                                                          | 0株                              |
| ③         | なんじょう かずひろ<br>南 條 和広<br>(1971年5月3日生) | <p>&lt;略歴&gt;</p> <p>1994年4月 株式会社ナック 入社</p> <p>2021年10月 株式会社スター設立 代表取締役<br/>（現任）</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;</p> <p>株式会社スター 代表取締役</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 0株<br>(4,590,000<br>株)          |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ④         | たかつ まさよし<br>高津 正好<br>(1977年7月25日生) | <p>&lt;略歴&gt;</p> <p>2008年1月 行政書士エム・ビー・コンサルティング<br/>開業所長 (現任)</p> <p>2013年7月 合同会社ブレイン・インフィニティ<br/>設立 代表社員 (現任)</p> <p>2018年3月 株式会社センカク 取締役 (監査等<br/>委員) (現任)</p> <p>2019年11月 GATES GROUP株式会社 監査役<br/>(現任)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;<br/>行政書士エム・ビー・コンサルティング 所長<br/>合同会社ブレイン・インフィニティ 代表社員<br/>株式会社センカク 取締役 (監査等委員)<br/>GATES GROUP株式会社 監査役</p> | 0株             |
| ⑤         | さの みわ<br>佐野 美和<br>(1966年12月16日生)   | <p>&lt;略歴&gt;</p> <p>1995年5月 八王子市議会議員 (～2001年)</p> <p>2007年1月 株式会社チェリーブロッサムインタ<br/>ーナショナル 代表取締役 (現任)</p> <p>2022年6月 ショッピングピエロ株式会社 代表<br/>取締役</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;<br/>株式会社チェリーブロッサムインターナショナル<br/>代表取締役<br/>ショッピングピエロ株式会社 代表取締役</p>                                                                                                      | 0株             |
| ⑥         | こが ありさ<br>古賀 亜利沙<br>(1986年11月10日生) | <p>&lt;略歴&gt;</p> <p>2014年12月 株式会社AMICUS 取締役 (現任)</p> <p>2019年3月 Amicus Global Myanmar Co., Ltd.<br/>CEO/Managing Director (現任)</p> <p>2019年5月 株式会社グローバルワークス 代表<br/>取締役CEO (現任)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;<br/>株式会社AMICUS 取締役<br/>Amicus Global Myanmar Co., Ltd. CEO/Managing<br/>Director (現任)<br/>株式会社グローバルワークス 代表取締役CEO<br/>(現任)</p>      | 0株             |

- (注)
- ・株式保有数及び間接保有は、2023年3月31日現在となります。
  - ・取締役候補の西山由之氏は、2023年5月10日に1,000,000株、5月18日に19,798,500株、証券会社で当社株式を信用取引で買建てしていました20,798,500株を現引きし、それまで保有していた現物株式2,148,000株を加えた合計22,946,500株を保有しております。
  - ・西山氏は、取締役就任後に当社の代表取締役社長に就任予定です。
  - ・取締役候補者の南條和広氏は、当社の株主順位第7位の株式会社スターの代表取締役です。株式会社スターの株主は南條氏のみで、同社が保有する当社株式4,590,000株を間接保有として表記しております。
  - ・取締役候補者の高津正好氏及び佐野美和氏は、社外取締役候補者です。
  - ・取締役候補者の古賀亜利沙氏は、独立社外取締役候補者です。

- ・当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、当社定款第31条において、社外取締役との間で損害賠償責任を限定できる旨を定めております。社外取締役候補者である高津正好氏及び佐野美和氏、独立社外取締役である古賀亜利沙氏につきましては当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
- ・当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。当該候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約は位階更新時においても同内容での更新を予定しております。
- ・当社は、古賀亜利沙氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- ・各取締役候補者の選任理由について

#### 西山 由之氏

東証プライム市場に上場する株式会社ナックを創業し、もって生まれた営業センスを生かし、大企業に育て上げた実績を有しております。また、財界活動にも積極的に参加し、現在経団連の常任幹事にも就いております。その他、複数の事業活動に現在も精力的に取り組んでおり、様々な事業を具現化させ当社の更なる発展に寄与することで、株主の皆様のご期待に沿えるものとして、取締役候補者として選任いたしました。

#### 鈴木 一好氏

株式会社紳ジャパンの役員として、これまで同社発展に貢献してまいりました。株式会社紳ジャパンは、様々な営業リソースを取上げ、現在も積極的に営業展開しております。当社においては、営業の責任者としてその能力をいかに発揮し、当社の業容拡大が期待できるとして、取締役候補者として選任いたしました。

#### 南條 和広氏

代表取締役を務める株式会社スターが2021年12月14日に当社の新株3,090,000株及び第25回新株予約権51,500個(5,150,000株)を引受け、その後当該新株予約権を行使することを通じて、当社の経営状況等に対する深い認識を有しております。永年、企業の財務や事業及び管理業務に従事してきた経験を活かし、更なる当社の価値向上に資するとして、取締役候補者として選任いたしました。

#### 高津 正好氏

行政書士として長年活躍されてきた経験を活かし、社外取締役として客観的な意見や思考を取締役に提案いただけることが期待でき、取締役会の機能向上が図れるものとして、社外取締役候補者として選任いたしました。

#### 佐野 美和氏

現在2社の企業を経営しており、企業経営について実績があるほか、テレビ業界に強いルートを有しておられ、これらの経験を活かし、社外取締役として客観的な意見や思考、メディア対応等を取締役に提案いただけることが期待でき、取締役会の機能向上が図れるものとして、社外取締役候補者として選任いたしました。

#### 古賀 亜利沙氏

現在30歳代半ばにして複数の企業を経営しており、卓越した語学力を生かして海外においても事業展開を行っております。これらの経験を活かし、客観的な意見や思考を取締役に提言いただけることが期待でき、取締役会の機能向上が図れるものとして、独立社外取締役候補者に選任いたしました。

第2号議案 補欠監査役3名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役3名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査役候補者は以下のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ①     | こんだ まさき<br>根田 正樹<br>(1947年10月24日生) | <p>&lt;略歴&gt;</p> <p>1986年10月 財団法人産業研究所 商法改正問題研究委員会委員</p> <p>1988年4月 日本大学商学部商業学科 教授</p> <p>1999年6月 全国商工会連合会 電子申告研究委員会 委員(座長)</p> <p>2004年11月 国際商取引学会 理事</p> <p>2018年4月 高岡法科大学 学長</p> <p>2019年11月 日本法政学会 理事</p> <p>2021年9月 学校法人高岡第一学園 顧問(現任)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;<br/>学校法人高岡第一学園 顧問</p> | 0株         |
| ②     | あいだ ゆきお<br>會田 幸雄<br>(1969年2月26日生)  | <p>&lt;略歴&gt;</p> <p>1992年10月 EY新日本有限責任監査法人 入所</p> <p>2000年7月 野村證券株式会社 引受審査部</p> <p>2010年11月 會田幸雄公認会計士事務所開業<br/>所長(現任)</p> <p>2017年7月 株式会社センカク 上場準備室長<br/>(現任)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;<br/>會田幸雄公認会計士事務所 所長<br/>株式会社センカク 上場準備室長</p>                                                        | 0株         |
| ③     | かんの ひろこ<br>菅野 浩子<br>(1961年10月11日生) | <p>&lt;略歴&gt;</p> <p>1991年4月 インゴット大学進学塾 代表</p> <p>2010年4月 田母神事務所 所長(現任)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;<br/>田母神事務所 所長</p>                                                                                                                                                                         | 0株         |

- (注)
- ・株式保有数及び間接保有は、2023年3月31日現在となります。
  - ・補欠監査役候補者の會田幸雄氏は、補欠社外監査役候補者です。
  - ・補欠監査役候補者の菅野浩子氏は、補欠独立社外監査役候補者です。
  - ・本第2号議案は、当社の現監査役の任期までの間をもって補欠監査役とするものであり、現在の常勤監査役に対しては根田正樹氏が、社外監査役に対しては會田幸雄氏、独立社外監査役に対しては菅野浩子氏が、それぞれ補欠監査役となります。
  - ・本第2号議案における補欠監査役3名選任の効力は、当社定款に特定の定めがありませんので、法律に基づき、次期定時株主総会の開始の時までとなります。

- ・当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、当社定款第42条において、社外監査役との間で損害賠償責任を限定できる旨を定めております。社外監査役候補者である會田幸雄氏、独立社外監査役である菅野浩子氏につきましては当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
- ・当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。当該候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約は位階更新時においても同内容での更新を予定しております。
- ・当社は、菅野浩子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- ・各補欠監査役候補者の選定理由及び期待される役割の概要

根田 正樹氏

財団法人産業研究所商法改正問題研究委員会委員を皮切りに、現在、学校法人高岡第一学園の顧問を務めており、法務・税務・会計・財務等の知見に富み、当社の補欠監査役候補者として適任と思われ選定いたしました。

會田 幸雄氏

大手会計監査法人を皮切りに野村證券株式会社では上場審査業務に携わり、上場会社に対する豊かな知識を有しており、当社の補欠社外監査役候補者として適任と思われ選定いたしました。

菅野 浩子氏

第29代航空幕僚長である田母神俊雄氏の活動の拠点となる田母神事務所の所長としての業務に従事しており、人格、教養、識見共に高く、一般社会への知見も優れていることから、当社の補欠独立社外監査役候補者として適任と思われ選定いたしました。

第3号議案 定款一部変更の件

- (1) 定款第1条(商号)を変更し**株式会社創建エース**とする。  
 当社は、祖業である建設業の更なる発展を目指し、人々の暮らしや仕事に密着した様々な事業を推し進め、一大生活関連企業グループを目指そうと命名したものです。
- (2) 定款第3条(本店の所在地)を変更し、本店所在地を東京都新宿区とする。  
 当社は、更なる発展を目指すため、経営効率の向上を目的に本店を移転するものです。  
 本店移転先の住所は**東京都新宿区西新宿一丁目25番1号**、本社は同住所の**新宿センタービル50階**、を予定しております。

(注) 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (商号)<br>第1条 当社は、 <u>中小企業ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では <u>Small and medium sized Enterprises Holdings, Inc.</u> と表示する。<br><br>(条文省略)<br><br>(本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。 | (商号)<br>第1条 当社は、 <u>株式会社創建エース</u> と称し、英文では <u>Souken Ace Co., Ltd.</u> と表示する。<br><br>(現行どおり)<br><br>(本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都 <u>新宿区</u> に置く。 |

以 上

# 株主総会 会場ご案内図

## 会場

東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1

KANDA SQUARE 3階「SQUARE ROOM」



## 交通

- 地下鉄新宿線 【小川町駅】 (B7出口) より徒歩3分
- 〃 丸ノ内線 【淡路町駅】 (B7出口) より徒歩3分
- 〃 千代田線 【新御茶ノ水駅】 (B7出口) より徒歩3分
- 〃 三田線・新宿線・半蔵門線  
【神保町駅】 (A9出口) より徒歩5分
- 〃 東西線 【竹橋駅】 (3b出口) より徒歩6分
- 〃 千代田線 【大手町駅】 (C2b出口) より徒歩8分
- JR中央・総武線 【御茶ノ水駅】 (聖橋口) より徒歩9分
- JR山手線・他 【神田駅】 (4番/北口) より徒歩10分

※お願い：本施設に駐車場はございません。近隣駐車場をご利用いただくか、できるだけ公共交通機関をご利用ください。